

## 文書室郵便料金計器賃貸借に係る入札に関する質問及び回答について

### 質問 1

公告 17 特約事項について、契約解除にて落札者に損害が発生した場合、損害賠償の協議は可能か。

### 回答 1

本契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であることから、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除します。

この場合において、貸主に損害があった場合は、個別に協議させていただきます。

また、この文書室郵便料金計器賃貸借契約にあつては、解約が解除された事例はありません。

### 質問 2

仕様書 6 賃貸借期間中における機器の補償及び保守について、保守の作業はベンダー又はメーカーに委託するが、よいか。

### 回答 2

機器の保守を保守業者に委託することは、差し支えありません。ただし、迅速に対応できる業者を選定し、連絡先を明確にしてください。

なお、再委託の必要性や再委託先については、契約時に確認いたします。

### 質問 3

仕様書 7 保守業務の対象外とする事項について、記載事項の起因にて物件が毀損又は滅失し、落札者に損害が発生した場合、県の負担で修理又は損害賠償してもらえるのか。

### 回答 3

仕様書 7 保守業務の対象外とする事項については、落札者の故意又は過失による棄損又は滅失の場合等を除き、原則として県での負担を想定しております。当該事象が生じた際には契約書の賠償金の支払い義務の免除等に係る規定を踏まえて甲乙協議により整理を行います。

### 質問 4

仕様書 9 その他 (2) について、撤去対象物件の回線等は取外し済か。また、撤収場所が 1 階以外の場合は、エレベーター使用可の条件でよいか。

### 回答 4

電源以外に取外しが必要な回線等はありません。また、撤去場所は 1 階です。エレベーターの使用はありません。

#### 質問 5

動産総合保険の付保は必要か。必要な場合、ソフトウェアは対象外、天災のうち地震や津波等は適応外で、また、残リース料に応じて保険金が遡減する一般的なものの付保でよいか。

#### 回答 5

動産総合保険の付保は必要です。動産総合保険について、貸主が、機器に対して、契約期間中継続して貸主を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担していただき、保険事故により保険会社から貸主に支払われた保険金の限度内において、県は、貸主に対する賠償金の支払い義務を免れる旨の規定を契約書に明記していただくこととしております。

上記のほか、保険の内容について、県からは特に指定はしておりませんので、一般的な動産総合保険を付保していただければかまいません。

#### 質問 6

郵便料金計器の仕様について、参考機種 of 処理速度（通常）が 180 通/分以上とあるところ 150 通/分 以上、処理速度（自動計測・計量時）が 110 通/分 以上とあるところ 90 通/分 以上の機器は、同等品と認められるか。

#### 回答 6

本一般競争入札において調達を希望する機器として、必要な条件を仕様書において示しており、そのうち処理速度については、（通常）180 通/分以上、（自動計測・軽量時）110 通/分以上を条件としております。

したがいまして、質問の機器につきましては、その条件を満たしていないことから、同等品として認定することはできません。

#### 質問 7

封筒サイズ・重量・厚みの仕分けができる自動計量・自動サイズ検知機能とあるが、厚みの仕分けができる検知機能とはどういうものか。

#### 回答 7

あまり厚みのある封筒を機器に通すことは、詰まりの原因となり機器の故障につながりかねません。

については、封筒の自動送り時に、一定以上の厚みのある封筒については、機器を自動停止し、無理に通すことのないような機能を有するものであればよいと考えます。